

三重県介護ロボット導入支援事業実施要領

(目的)

第1条 介護ロボット導入支援事業（以下「支援事業」という。）は、新たな技術を活用した介護ロボットの導入により、高齢者の自立支援や介護従事者の身体的負担の軽減及び業務の効率化（以下「介護従事者の負担軽減等」という。）など、介護従事者が継続して就労するための環境を整えるとともに、先駆的な取り組みにより普及促進を行うことを目的とし、その交付については、三重県介護従事者確保事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という）に定めるほか、この要領に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業とは、当該年度において第4条（1）の要件を満たす介護ロボットを導入する事業及び同条（2）の要件を満たす見守り機器の導入に伴う通信環境整備をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、三重県内に所在し介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第8条（第6項、第12項及び第13項を除く。）に掲げる事業を行う事業所及び施設とする。

(補助の対象範囲)

第4条 補助の対象範囲は次のとおりとする。

(1) 介護ロボット機器

次のアからウまでの全ての要件を満たす介護ロボット機器を導入する場合に、購入若しくは3年以上のレンタル、リース及び機器の設置に要する経費を対象とする。

ア 日常生活支援における、①移乗介護、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、⑥介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること。

イ 次のいずれかの技術的要件を満たす介護ロボットであること。

- ・ ロボット技術を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット。なお、ロボット技術とは、①センサー等により外界や自己の状況を認識し、②これによって得られた情報を解析し、③その結果に応じた動作を行う介護ロボットのことをいう。

- ・ 経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」（平成30年度からは「ロボット介護機器開発・標準化事業」）において採択された介護ロボット。
 - ウ 販売価格が公表されており、一般的に購入又はレンタル、リース契約が締結できる状態であること。
- (2) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備
- 見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備するための経費として、次のいずれかを対象とする。
- ・ Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費
配線工事（Wi-Fi 環境整備のために必要な有線 LAN の設備工事も含む。）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築など
 - ・ 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム（デジタル簡易無線登録型等の Wi-Fi 非対応型のインカムを含む。）の導入に要する経費
- ※既に見守り機器を導入している場合において、見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境の整備を行う場合も対象とする。

(補助限度)

第5条 補助の限度は次のとおりとする。

- (1) 第8条に掲げる一計画につき一回の補助とする。なお、第4条(2)に掲げる事業については、一事業所につき一回限りの補助とする。
- (2) 介護ロボット機器の導入に関しては、第8条に掲げる介護ロボット導入計画等から必要性が認められる台数を限度とする。

(対象外となる経費)

第6条 以下のものは補助対象経費から除くものとする。

- ア 機器のメンテナンス及び通信に要する経費
- イ 保険料
- ウ 消費税及び地方消費税
- エ 交付決定前に購入又はレンタル、リース契約を締結したもの
- オ 導入翌年度以降のレンタル、リースに要する経費
- カ その他、本事業として適当とは認められない費用

(補助金の交付額)

第7条 介護ロボット機器の導入にかかる補助の交付額は、1機器につき、第

4条（1）に定める補助対象経費の実支出額に4分の3を乗じて得た額と、以下の表に介護ロボットごとに定める基準額とを比較し、少ない方の額を補助額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

介護ロボット	基準額
移乗支援（装着型・非装着型） 入浴支援	100万円
上記以外	30万円

2 見守り機器の導入に伴う通信環境整備にかかる補助の交付額は、1事業所につき、第4条（2）に定める補助対象経費の実支出額に4分の3を乗じて得た額と、750万円とを比較し、少ない方の額を補助額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（導入計画）

第8条 事業者は、介護従事者の負担軽減等のための介護ロボット導入計画を作成する。

2 事業実施計画書（交付要領別紙2）には、導入後3年間の①達成すべき目標、②導入すべき機器、③期待される効果等を記載することとし、実際の活用モデルを示すことで他の介護施設等の参考となるべき内容とすること。なお、第4条（1）と第4条（2）に掲げる事業の両方について補助を受ける場合、計画は両方について個別に作成することとするが、一計画の中で上記の①から③までの内容が明確に個別に確認できる場合においては、まとめて一計画として記載して差し支えない。

（補助金の交付申請）

第9条 補助金の交付を受けようとする事業者は、知事が別に定める期日までに、交付要領第6条の規定に基づき申請するとともに、その他参考となる資料として様式1を添付するものとする。

（補助金の交付の条件）

第10条 補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

（1）交付要領第5条の条件。

（2）補助事業者が支援事業を実施するために必要な調達を行う場合には、県の助成を受けて行う事業であることに留意し、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(事業開始報告)

第11条 補助事業者は、支援事業を開始したときは様式2により、事業開始後7日以内に知事に報告しなければならない。なお、事業の開始とは、一般競争入札の場合は入札告示日、指名競争入札の場合は指名通知を発した日、随意契約による見積合せの場合は見積もり依頼を発した日をいう。

(入札(見積)結果報告)

第12条 補助事業者は、入札(見積合せ)が終了したときは、速やかに様式3により知事に報告しなければならない。

(事業完了報告)

第13条 補助事業者は、支援事業が完了したときは、事業を完了した日から5日を経過した日又はこの補助金の交付の決定に係る県の会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、様式4により支援事業の完了について知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、交付要領第14条に規定する実績報告を行う場合は、交付要領第8号様式のその他参考となる資料として、次に掲げる補助対象経費の支払いに係るすべての書類の写しを添付するものとする。

- ア 契約書
- イ 見積(明細)書
- ウ 請求書
- エ 領収書
- オ 納品書
- カ その他知事が必要と認める書類等

(導入効果の報告)

第15条 補助事業者は、支援事業により介護ロボットを導入したことにより得られた効果に関するデータ等について、客観的な評価指標に基づき、導入年度の翌年度から3年間、各2月末日までに様式5により報告しなければならない。

附 則

この要領は平成27年10月13日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は平成28年12月6日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は平成29年10月18日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は平成30年6月22日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は令和元年6月25日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は令和2年8月26日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は令和3年3月5日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。